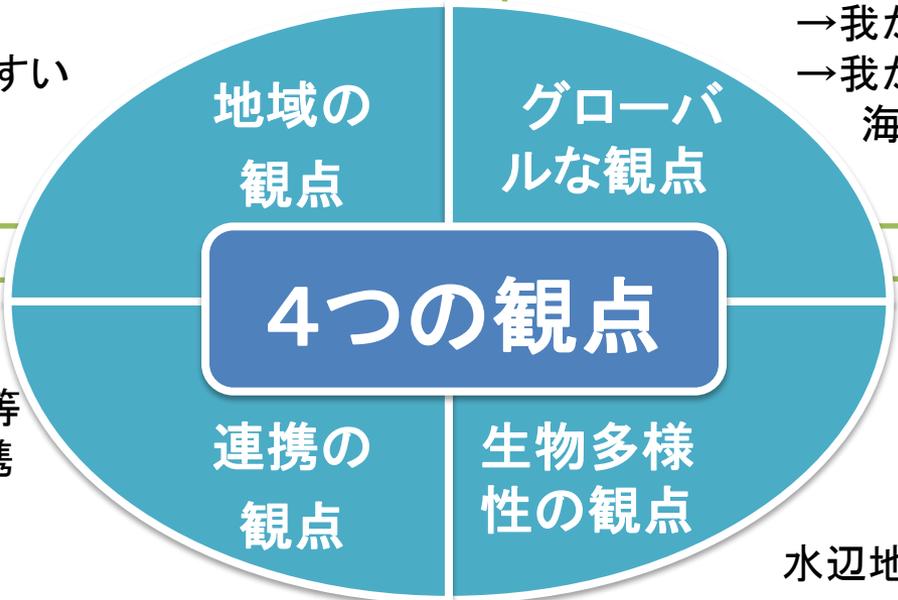


2. これからの取組にあたっての4つの観点

- それぞれの地域にふさわしい水環境の目標のイメージは異なる
- 水環境の保全に係る地域の主体性
→地域住民が自ら行う持続的な水環境の保全
- 水環境の保全・再生に向けた取組が進められるような仕組みの構築
→地域住民に分かりやすい環境指標
→合意形成のプロセス

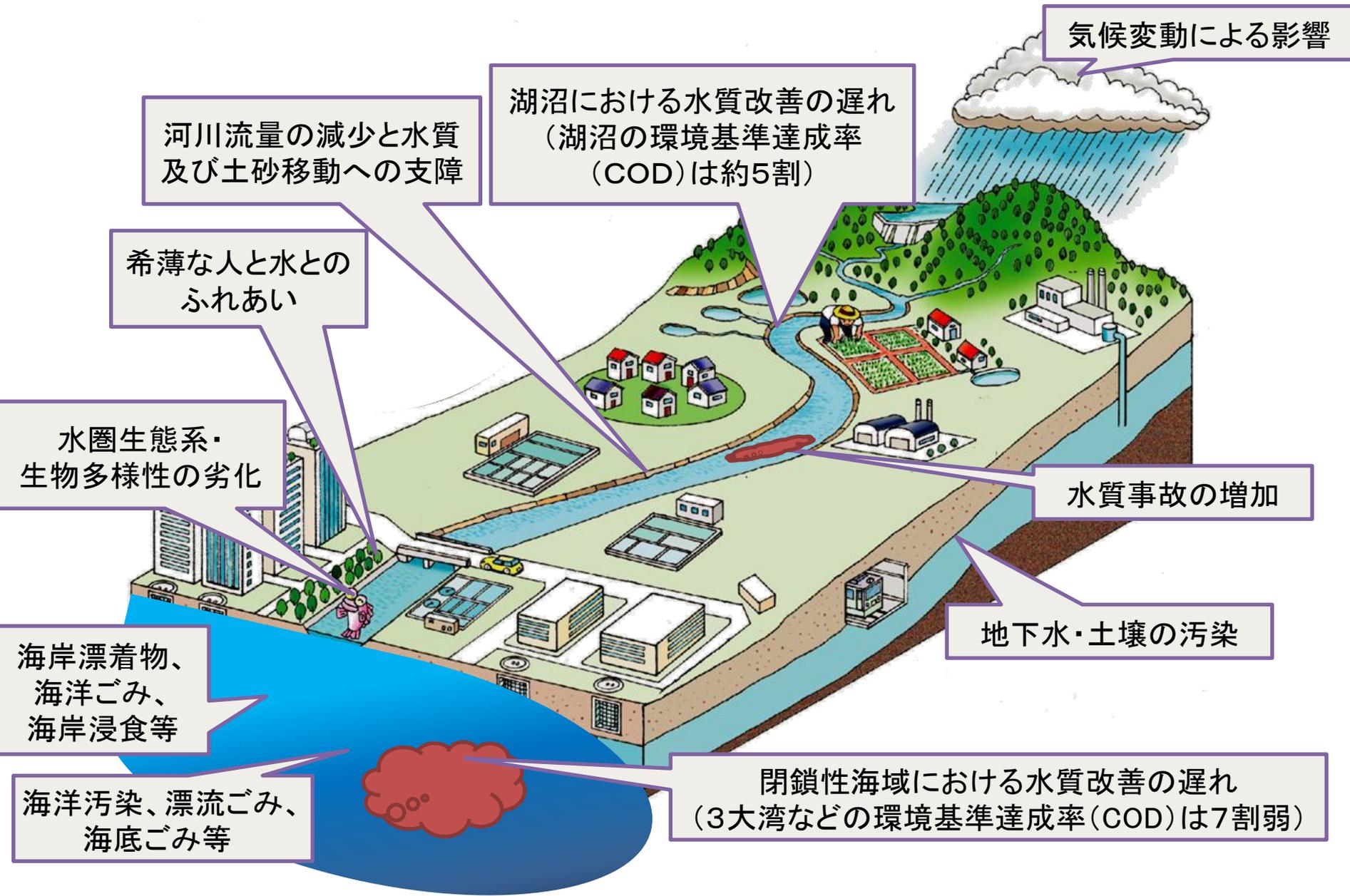
- 水環境は世界とつながっている
- 国外の水環境悪化による国内の水環境・生活への悪影響
- 環境問題に対する地球規模の視点(低炭素社会の到来、生物多様性など)
→我が国の国際的責任
→我が国の水環境技術の海外への展開



- 環境省、他省庁、地方公共団体、NPO等地域活動主体との連携
- 水環境保全における環境省としての役割
→他省庁をはじめ地方公共団体やNPO等の各種団体による活動にインセンティブを与え、それぞれの連携による持続的な取組を促す
→水環境保全に資する組織や人材の充実、仕組みづくり

- 生物多様性の重要性 (COP10:愛知ターゲット)
- 水循環の構成要素 (水量、水質、水生生物、水辺地等)の健全化と生物多様性の確保
- 生物多様性への影響をできるだけ小さくするような取組→生物多様性を意識した基準の設定
- 生物生産性

3. 水環境の現状と課題 -残された課題-



4. 望ましい水環境像 — 今後の取組 —

健全な水循環

良好な水質、適切な水量、
適度の土砂移動といった健
全な水循環

気候変動への適応

水域ごとの生物多様性の
確保と、水生生物の移動を
阻害しない水辺地の形成

人間が利用しやすい水
環境・水資源

親水性や景観に
優れた水辺環境

良好な水環境

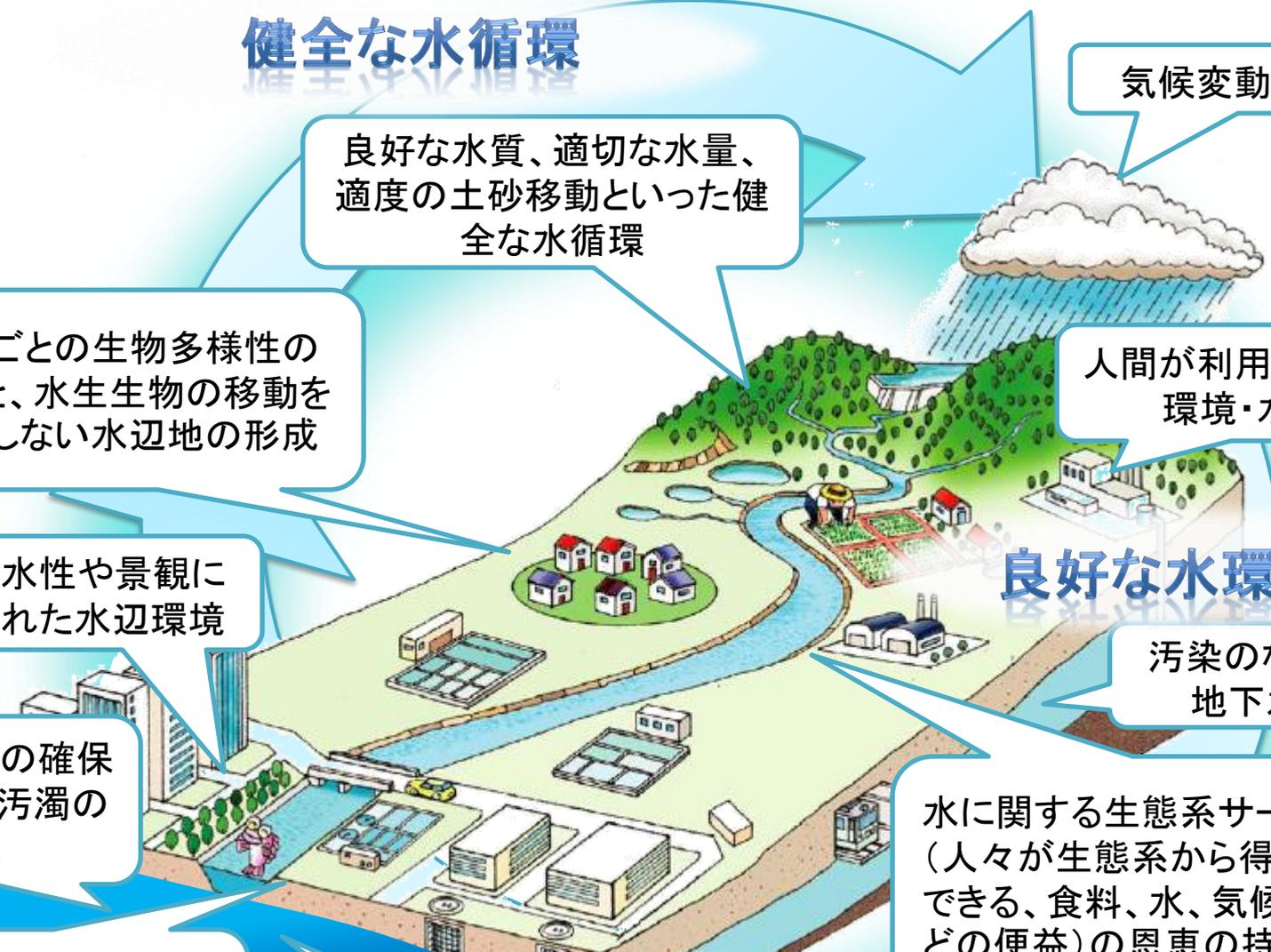
汚染のない安全な
地下水・土壌

適度な流量の確保
による水質汚濁の
低減

水に関する生態系サービス
(人々が生態系から得ることの
できる、食料、水、気候の安定な
などの便益)の恩恵の持続的拡大

その場にふさわしい水生
生物の生息・生育、水圏
生態系の保全

水生生物の成育・生息に必
要な栄養塩類の存在



5. 水環境保全のための今後の取組 —水環境の課題と今後の取組の関係—

良好な水環境 (目標)

【水質】
 人の健康の保護、生活環境の保全、さらには、水生生物等の保全の上で望ましい質が維持されること。

【水量】
 平常時において、適切な水量が維持されること。土壌の保水・浸透機能が保たれ、適切な地下水位、豊かな湧水が維持されること。

【水生生物等】
 人と豊かで多様な水生生物等との共生がなされること。

【水辺地】
 人と水とのふれあいの場となり、水質浄化の機能が発揮され、豊かで多様な水生生物等の生育・生息環境として保全されること。

かつての水環境(昭和30年代頃)

時代の変化、背景・要因

- ・人口増加
 - ・高度経済成長
 - ・都市化の進展
 - ・工場排水から都市生活排水による水質汚濁
- ↳
- ・人口減少
 - ・少子高齢化
 - ・低経済成長
 - ・産業構造の変化
 - ・環境問題の多様化
 - ・国民意識の変化
 - ・地球温暖化

法制度面での対応等
各種の取組

現状における課題

水質事故の増加

閉鎖性水域の水質改善の遅れ

河川流量の減少と水質及び土砂移動への支障

希薄な人と水とのふれあい

地下水・土壌の汚染

水圏生態系・生物多様生の劣化

海岸漂着物、海洋ゴミ

気候変動による影響

取組

1 速やかに解決されるべき課題

- (1) リスクに関連する環境基準項目の継続的な検討
- (2) 湖沼の水質改善
- (3) 閉鎖性海域の水質改善
- (4) 地下水・土壌汚染対策
- (5) 海洋環境の保全
- (6) 水問題への国際貢献
- (7) 未規制小規模事業場
- (8) 生活排水対策(人と水のふれあいの推進)
- (9) 面源負荷

2 新たな施策の枠組みをつくる取組

- (1) 国民の実感に合った環境基準への見直し: 底層DO、透明度、大腸菌等
- (2) 排水規制のあり方
- (3) 気候変動への対応
- (4) 水ビジネスの海外展開

3 これからの時代に向けた水環境行政の展開

- (1) 生物多様性の確保と水圏生態系の保全
- (2) 地域特性を的確に把握できる水環境指標

4 水環境保全を推進する基盤づくり

- (1) 水環境のモニタリングとデータの蓄積
- (2) 担い手の育成
- (3) 技術開発・技術活用普及
- (4) 環境教育・普及啓発
- (5) 統合的な環境管理の検討
- (6) 施策のマネジメントサイクルの確立

※中間取りまとめを受け、対応したもの

- ・事業者の不適正事案への対応
- ・水質事故への対応

5-1. (1)リスクに関連する環境基準項目の継続的な検討

- 人の健康に係る環境基準項目は、公共用水域及び地下水についてそれぞれ規定。
- 平成11年に3項目を追加、平成21年に公共用水域1項目・地下水3項目を追加するなど、科学的知見にもとづき着実に対応しているところ。

現状の課題

○環境基準項目以外の項目について、利水障害等が生じた場合に対処する手段が無い

- ・環境基準の設定に当たっては、「毒性情報等の知見があること」「我が国における水環境中での検出が認められること」「水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められること」等の要件を踏まえ、各項目の取扱いを判断。
- ・現状において、環境基準の設定は、排水規制の前提と認識。
- ・水環境中での検出がないことをもって、測定が行われていない状況。

○化学物質のリスク管理に関して、他法令との連携

- ・人健康リスクを低減させるための製造規制や排出量届出制度等

○特徴的な排出形態の化学物質の取扱い(たとえば農薬など)

- ・他の化学物質と暴露性が異なる特徴。(使用期間、使用地域が限定的で代替品が存在。)

○水生生物の保全に関する環境基準

- ・現在は人の生活環境に密接な関係のある動植物を保護する視点から規定。

今後の検討

○要監視項目等について、モニタリングを行う必要のある項目としての環境基準等の検討

- ・直ちに排水規制を行う必要はない項目としての検討
- ・排水規制以外の方策について検討 等

○化学物質のリスク管理の推進等

- ・毒性情報の共有化
- ・水環境中における対策の必要性に関する検討

○排出形態を踏まえた評価方法・測定方法

- ・年間平均値では評価できないものについて、評価手法の検討
- ・使用実態、地域の状況を踏まえたモニタリング手法の検討

○生物多様性の観点も含めた目標設定に係る化学的知見の積み上げ

○引き続き、基準項目の追加、水域類型指定に向けた作業の実施